

工場主北山清松

資本金二萬五千圓

事業飛行機、修理並手入

使用労働者二十一名（常備男四臨時男四女二徒弟男一一）

三、労働者側

争議参加者男八名

加盟労働組合

同盟

争議参加者中組合加盟者男八名

同盟

四、争議発生原因

今社は於テハ失職中ノ小林章悟ナレ者ニ同博ン一時的ニ就労セシム後タルカ八月立日解雇シタル爲メ總同盟ニ加盟シ居レハ木林繁ヘテテ製機十シテ組合組織ノ計畫ノ材ヲ策動シタレ結果七八名ノ加盟者アリテ復職其一他ノ要領ヲ提出スルニ至レ

大、要請事項（要請書）

1. 工場法ヲ施行サレ度シ

2. 健康法ヲ施行サレ度シ

3. 退職手當制度ヲ制定サレ度シ

備一ヶ年勤務ニ計シ日給三十日分

以上一ヶ年ヲ増ヌ安ニ日給三十日分加算スルニト

4. 第一第三日曜、官休ヲ確実シ及毎日ハ休業サレ度シ

5. 四大節ハ公休サレ度シ

6. 年二回昇給サレ度シ

7. 作業早出一場合ハ三割ニサレ度シ

8. 臨時休業一場合ハ日給六割又給サレ度シ

9. 出張一場合ハ手當ヲ支給サレ度シ

10. 小林章悟ヲ復職サレ度シ